

屋外清掃業務委託における品質確保策の実施について

本市が発注する屋外清掃業務委託の履行における品質を確保することを目的として、次のとおり履行状況の判定期間の設定（発注単位の変更を含む。）や入札参加停止措置等を実施します。

1 対象とする業種・営業種目

※ 数字は業種・営業種目コード

業 種		営 業 種 目	
07	清 掃 等	01	屋 外 清 掃

2 施行時期

平成 22 年 4 月 1 日

3 実施内容

(1) 履行状況の判定期間の設定及びその結果に基づく契約の締結

以下の①及び②のとおり、先行する契約に履行状況の判定期間を設け、その判定結果に基づき、引き続き発注する同一の業務の契約について、同一の事業者と随意契約するか否かを決定します。

これに伴い、発注単位もこれまでと変更します。

なお、下記①及び②の判定の方法については、「業務委託成績評定」における評定方法を準用します。判定の単位については1か月単位とし、判定基準については、判定期間（2か月または3か月、判定回数2回または3回）中に評価区分が1回でもD、またはEとなった場合には当該業務委託において品質の確保が図れないものと判断し、引き続き発注する予定の同業務について、当該事業者と随意契約しないものとします。判定の対象となる契約については、入札公告等で告知します。

① 当初入札契約中における判定期間の設定及びこれに基づく随意契約

ア 現行の一般的な例

契約A 随意契約（4月1日から3か月程度）[原則、前年度末までの同業務の契約者が相手方]



契約B 入札契約（契約Aの履行期間末日の翌日から3月31日）

イ 変更後の一般的な例

契約A 随意契約（4月1日から3か月程度）[原則、前年度末までの同業務の契約者が相手方]



契約B 入札契約（契約Aの履行期間末日の翌日から4か月とします。この内、判定期間は履行期間の始期から2か月とします。履行期間の終期までの2か月は対象としません。）



I) 契約Bの履行状況に関する判定において評価区分のDまたはEがなかった場合

契約C 随意契約
（契約Bの履行期間末日の翌日から3月31日まで）

原則、契約Bの契約者と随意契約します。



II) 契約Bの履行状況に関する判定において評価区分のDまたはEがあった場合

契約C 入札等契約
（契約Bの履行期間末日の翌日から3月31日まで）

契約Bの契約者と随意契約せず、別途新たに入札等の発注を行い、契約者を決定します。契約Bの契約者は、この入札等に参加できません。

(対象となる契約)

原則、下記Ⅰ及びⅡのいずれの条件にも該当する契約を対象とします。ただし、履行期間の始期が各年度の9月1日以降となる契約を除きます。

- Ⅰ) 平成22年4月1日以降に契約課が発注する契約案件（横須賀市上下水道事業管理者発注分及び地方自治法第167条の2第1項第9号に規定する随意契約〔落札者が契約を締結しないとき〕を含み、長期継続契約を除く。）のうち、業務が反復的に（毎日、隔日、毎週等定期に）行われるものであること。
- Ⅱ) 当該契約の仕様書において、引き続き当該年度中に同一の業務について同一の事業者と随意契約を締結することを予定していること。

② 次年度当初の随意契約締結に係る判定期間の設定及びこれに基づく随意契約

ア 現行の一般的な例

(当該年度)

契約A 随意契約（4月1日から3か月程度）〔原則、前年度末までの同業務の契約者が相手方〕



契約B 入札契約（契約Aの履行期間末日の翌日から3月31日）

(次年度)



契約C 随意契約（原則、契約Bの契約者が相手方）

※ 契約Cについては、当該年度の予算が承認され、両者合意に至った場合であることが条件となっています。

イ 変更後の一般的な例

(当該年度)

契約A 随意契約（4月1日から3か月程度）〔原則、前年度末までの同業務の契約者が相手方〕



契約B 入札契約（契約Aの履行期間末日の翌日から4か月）



契約C 随意契約または入札契約等（契約Bの履行期間の末日の翌日から3月31日。この内、**判定期間は11月から1月までの3か月とします。**履行期間の終期までの2か月は対象としません。）

(次年度)



I) 契約Cの履行状況に関する判定において評価区分のDまたはEがなかった場合



II) 契約Cの履行状況に関する判定において評価区分のDまたはEがあった場合

契約D 随意契約
(次年度の4月1日から3か月程度)

原則、契約Cの契約者と随意契約します。

契約D 競争見積合わせ等による契約
(次年度の4月1日から3か月程度)

契約Cの契約者と随意契約せず、別途新たに競争見積合わせ等による発注を行い、契約者を決定します。契約Cの契約者は、この競争見積もり合わせ等に参加できません。

※ 契約Dについては、現行と同様に当該年度の予算が承認され、両者合意に至った場合であることが条件となります。

(対象となる契約)

原則、下記Ⅰ及びⅡいずれの条件にも該当する契約を対象とします。ただし、履行期間の始期が各年度の1月1日以降となる契約を除きます。

- Ⅰ) 上記「①当初入札契約中における判定期間の設定及びこれに基づく随意契約」における「対象となる契約」の「Ⅰ」に同じ。
- Ⅱ) 当該年度の末日まで履行期間があり、当該契約の仕様書において翌年度の初日以降、同一の業務について同一の事業者と随意契約を締結することを予定していること。

(2) 履行計画書及び業務日報（または業務週報）の提出の義務付け

以下の2つの書類を仕様書に記載（添付）し、契約者（事業者）に提出を義務付けることにより、詳細な履行の計画・実施を統一的に確認するものとします。

- ア 業務履行計画書
- イ 業務日報（または業務週報）

① 業務履行計画書

契約者（事業者）が、次週の1週間の業務履行計画を前週の水曜日（その日が閉庁日の場合は、その前日）までに、監督員（市の担当者）に提出します。（ファクスによる提出も可とします。）

監督員が、修正が必要と判断した場合には、その旨を契約者に指示します。

② 業務日報（または業務週報）

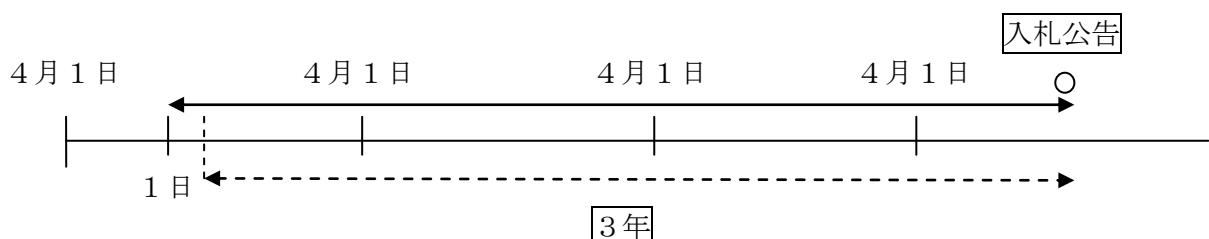
毎日（または毎週）の履行状況を監督員に報告します。
完了届提出時にまとめて監督員に提出することも可とします。

(対象となる契約)

上記「(1)」の「①当初入札契約中における判定期間の設定及びこれに基づく随意契約」における「対象となる契約」の「Ⅰ」に同じ。

(3) 過去の指名停止措置実績による入札参加停止措置の実施

当該競争入札が公告された日の3年前の日の属する月の初日から、当該競争入札が公告された日までの間に、本市との屋外清掃業務委託契約の履行状況に関して指名停止期間中であつた事業者について、契約課が発注する同営業種目の入札案件への入札参加停止措置を行います。



※ 上記の入札参加停止措置の対象には、平成22年3月31日以前に指名停止措置を受けた事業者を含みません。